

令和 8 年 7 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 7 月 17 日 (金)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 8 年 7 月 17 日（金）
午前 9 時 00 分開会 午前 9 時 49 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 85 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 32 号 豊橋市農業委員会農政対策協議会要領の改正について
- 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）
- 議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）
- 議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転）
- 議案第 38 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について
- 議案第 39 号 非農地証明（遊休農地）について
- 議案第 40 号 地域計画の変更について
- 議案第 41 号 農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（事務局長専決）
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（事務局長専決）
- 報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 現況証明について
- 報告第 6 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第 7 号 農地基本台帳の登載について
- 報告第 8 号 所有者不明農地にかかる農業委員会による探索結果の公示について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 8 年 7 月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 本日は欠席の届出がありませんので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 24 名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたし
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について
は、私から 2 名指名したいと思います、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号 10 番 陶山哲委員、同 11 番 高橋忠道委員を議事録署名

委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、7日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査から、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

豊清町 外1筆の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地の全部効率利用要件を満たさなかったため、7月6日に取下願の提出がありました。

また、高塚町 外3筆の所有権を移転する案件は、受人が入院中のため審査会に出席できないことから、7月10日に取下願の提出がありました。

転用関係につきまして、7日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

資料1 3ページ 番号6番の資材置場の案件について、書類説明会資料において農地種別を第2種農地と記載しておりました。その後申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にあり、第3種農地であることが判明したため、農地種別の判断を訂正し、資料を修正しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

それではよろしく申し上げます。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 別添資料1-2 議案第32号

「豊橋市農業委員会農政対策協議会要領の改正について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第32号 資料1-2をご覧ください。

「豊橋市農業委員会農政対策協議会要領の改正について」でございます。

これまで農業委員の皆さまには、農政対策協議会または農業後継者花嫁花婿対策推進協議会のいずれかの委員となっていておりましたが、令和 8 年 3 月をもって、農業後継者花嫁花婿対策推進協議会が解散いたしました。

そこで、令和 8 年 7 月 20 日から任期が始まる委員には、全員に農政対策協議会の委員となっただけのため、必要な改正をするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 4 条第 3 号の「委員等が互選した者」の記載を削除。

第 9 条 委員の任期を「1 年」から、農業委員の任期である「3 年」とするものです。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより、採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議 長

続きまして 資料 1 議案第 33 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 16 番までの 16 件を一括上程いたします。

なお、番号 7 番・8 番は夏目委員が代表を務める法人が譲受人、番号 9 番は岩瀬委員が代表を務める法人が譲受人での申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

夏目委員・岩瀬委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 33 号、1 ページから 2 ページまでをご覧ください。

番号 1 番から 16 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 7 番・8 番の 2 件、番号 9 番の 1 件、それ以外の案件と 3 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 7 番・8 番の 2 件を審議いたします。

夏目委員は退席してください。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

夏目委員は復席してください。

議 長 続きまして、番号 9 番の 1 件を審議いたします。

岩瀬委員は退席してください。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
岩瀬委員は復席してください。

議 長 続きまして、番号7番・8番・9番を除く13件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第34号
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第34号、3ページから4ページをお願いします。
番号1番から9番までの9件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、特段の疑義はありません。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、隣地承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・3番・6番・8番及び9番です。
隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・4番・5番及び7番です。
一時転用については、該当ありません。
詳細については、議案をご覧ください。
以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 35 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 35 番までの 35 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画課 議案第 35 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 9 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。
別添資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 10 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 33 件 80 筆 70,667.63 m²でございます。
ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 はい、議長。
13 ページの面積の合計について合わないため、正しい合計を教えてください。

農業企 申し訳ございません。正しくは、1,324 m²です。
画課

委 員 はい、議長。

所有者不明である農地の場合であっても、中間管理機構から担い手に貸し出されることになりますか。

農業企画課 お見込みの通りです。

議 長 他になければ、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 36 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 36 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願いますのでございます。

別添資料 1-3、11 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 9 月 1 日付で利用権が移転する案件が 3 件 5 筆、6,030.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 37 号

「農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 37 号農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-3、15 ページをご覧ください。

農地中間管理機構による農地売買等事業の申出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を作成いたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いします。

今回の案件につきましては、2 件 6 筆 5,448.00 m²でございます。これら当該地につきましては、農地中間管理機構による農地売買等事業の各要件を満たしているものと判断します。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 38 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番の 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局より説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 38 号 5 ページをご覧ください。
議案第 38 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 39 号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 39 号 6 ページをご覧ください。
番号 1 番、2 番の 2 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-4 議案第 40 号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 40 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-4 をご覧ください。

7 月 7 日の書類説明会でご説明したとおり、8 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、6 地域において合計 466 筆、524,733 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ案件が 7 筆、10,476 m²、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 4 筆、1,283 m²、耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 31 筆、25,569 m²、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 405 筆、464,167 m²、解約による耕作者不在への変更が 18 筆、22,153 m²です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるかとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-5 議案第 41 号
「農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

資料 1-5 をご覧ください。6 月 30 日付けで国から、農地法の運用を改正し、近年の猛暑を踏まえ農地パトロールの実施時期について遊休農地の判定やその後の措置に支障が生じない適切な時期に調査を実施できるとしたとの事務連絡がありました。これを受け要綱も適切な時期に改正するものです。来年度の実施に向け実施時期を検討してまいりたいと考えております。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 7 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び 8 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 36 番までの 36 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たし

た適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 16 ページ 10 番までの 10 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地でした。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号 1 番は平成 18 年に店舗として転用届出を受理した土地ですが、地目の認定のため必要があるものとして照会があったものです。現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断し、16 日付で事務局長名で回答しています。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、現地調査により地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、7 月 23 日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に 20 ページをご覧ください。

報告第 8 の番号 1 番、2 番の 2 件については所有者不明農地の所有者等を農業委員会が探索した結果、所有者等が判明しなかったため、その旨を公示したものです。最終的に県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が利用権を設定することになります。7 月 2 日付で公示しました。

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 その他、何かありませんか。
 なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
 (午前 9 時 49 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和8年7月17日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 10 番 陶山 哲 委員)

議事録署名者
(議席番号 11 番 高橋 忠道 委員)